



SWIFT Japan News

December 2013

- Sibos 2013 ドバイ報告
- Alliance Lifeline コンテナジェンシー用の SWIFT 接続サービス
- 新規接続のご紹介
- SWIFTRef - Bankers World Online のご紹介
- 2014 年前期 SWIFT 講習会のご案内
- SMPG 活動報告
- PMPG 活動報告
- ISO 20022 adoption mApp - ISO 20022 情報のための新ツール
- 2014 年 MT スタンダードリリース
- BPO 統一規則 (URBPO) の概要
- BIC Directory Download 価格改定のご案内と社内アプリケーション利用について
- HSM リフレッシュキャンペーン
- Alliance Access/Entry, Alliance Gateway のバンドアップグレードについて

Sibos 2013 ドバイ報告

今年の Sibos は、9月16日から19日までの4日間、アラブ首長国連邦のドバイにおいて開催されました。日本からも208名の方々にご参加いただきました。ここでは、例年 Sibos にご参加されている麗澤大学経済学部の中島真志教授が執筆された Sibos 報告レポート「ドバイ Sibos 2013 のポイント」をお届けいたします。紙面の都合上、一部の内容を省略させていただいた抜粋版となりますが、フルバージョンは日本語版の弊社ホームページでご参照ください。(イベント他→2013年のイベント)
http://www.swift.com/jp/events/past_events/2013/pdf/ver2_Dubai_Sibos_2013_Report.pdf

「ドバイ Sibos 2013 のポイント」(抜粋版)

麗澤大学 経済学部 教授 中島 真志

1. 全体感 (今 Sibos の特徴)

(1) 中東で初の Sibos 開催

SWIFT は今年で設立 40 周年を迎えており、Sibos の開催は今年で 35 回目となる。なお、昨年は、初めて日本 (大阪) で開催された。

今年の Sibos には、世界の 149 カ国から 7,650 名が参加した。中東では初の Sibos 開催であったため、中東・アフリカからの参加者が 2,253 名と全体の 29% を占めた。

資金決済、証券決済などについて、479 名のスピーカーが参加して 211 のセッションが同時並行的に行われ、熱心な討議が行われた。

金融機関やそのシステムをサポートするベンダーなど 204 社がブースを出展し、それぞれの製品やサービスについての説明を行った。

(2) レギュレーションへの反発

リーマン・ショック後の Sibos では、「レギュレーション」(規制) が大きなテーマとなってきた。金融危機後の 2~3 年は「あれだけの事態を引き起こしてしまった以上、ある程度の規制もやむなし」という雰囲気であったが、米国のドッド・フランク法や EU の欧州市場インフラ規制 (EMIR < エミア > : European Market Infrastructure Regulation) が、いよいよ実施段階に入らる中で、予想以上に厳しい内容であることも判明し、昨年は、規制圧力 (regulatory pressure)、規制の重荷 (regulatory burden) といったことが盛んに議論された。

今年の Sibos では、さらに進んで規制当局への不満の姿勢が大きく打ち出されたのが特徴であった。具体的には、①規制の多くは金融危機直後のパニック時に策定されたものであり、根本的な解決策になっていない、②リスクに重きを置きすぎて、効率性が犠牲になっている、③規制は正しい方向性を向いていない、④規制当局は市場の意見をもっと聞くべきである、⑤規制の国際的な整合性がとれていない、⑥現状の規制では次の金融危機は防げない、といった議論が聞かれた。こうした強気の議論は、金融界が金融危機の影響から脱却しつつあり、また自信を回復しつつある証左であるように窺われた。

(3) SWIFT の方向性

前任のラザロ・カンボス氏を引き継いで、2012 年 7 月にゴットフリート・レイブラント氏が SWIFT の CEO (最高経営責任者) に就任した。レイブラント氏は、オランダ人であり、マッキンゼーに 18 年間勤務したあと、2005 年に SWIFT に入社し、スタンダード部門やマーケティング部門のヘッドを務めてきた。

CEO 就任直後であった前回の Sibos では、就任して間もないこともあって、特に注目されるような新方針は示されなかった。今回の Sibos では、①西洋から東洋への経済シフト、②IT の利用による第 3 次産業革命 (これを「industry revolution 3.0」と呼んだ)、③相次ぐ規制の強化 (これを「regulation tsunami」と呼んだ) を 3 つのトレンドとしたうえで、特に第 3 の点に関連して、「今後、SWIFT としてコンプライアンス・サービスに注力していく」との方針が示され、会場の注目を集めた。

具体的には、既にサービスを開始している「サンクション・スクリーニング」、「サンクション・テストング」などのサービスであり (詳細は後述)、また、顧客確認 (KYC : Know Your Customer) の分野でもデータベース・サービス (「プロファイル・サービス」または「KYC レジストリー」と呼ばれる模様) の開始を示唆した。コンプライアンス分野を銀行分野、証券分野に続く「第 3 の柱」にしていくとの意気込みが示された。SWIFT がこれらのサービスに注力するのは、高まりつつあるコンプライアンスの負担 (compliance burden) を、共同サービスの利用によって圧縮したいという SWIFT メンバー (銀行) からの要望に応えるためであると説明された。

また、第 1 の経済シフトに関しては、インドと中国が新たに SWIFT のボードメンバーに加わったことが報告された。なお、レイブラント氏のオープニングでのスピーチには、全体に昨年比、力強さと自信が窺われた。

(4) マーケット・インフラ・フォーラムの新設

今回の Sibos から、MI (マーケット・インフラストラクチャー) フォーラムが新設され、2 日間にわたり、重要性を増しつつあるマーケット・インフラについて集中的な討議が行われた。これまで Sibos 内に設けられていたスタンダードズ、コーポレート、コンプライアンス、コミュニティ、テクノロジー、イノトライブなどのストリームに加え、MI フ

ォーラムも同時並行で進められるため、Sibos への参加者はさらに忙しくなることになった。

2. 資金決済関係

資金決済に関係するトピックとしては、BPO、IPFA、SEPA 対応などがあつた。また、中国、香港などでの決済システムの進展もみられている。

(1) BPO

今年のコーポレート・フォーラムで最大のトピックとなったのが「BPO」(Bank Payment Obligation) であつた。これは、今年に入って ICC (国際商業会議所 : International Chamber of Commerce) が、BPO を ICC のルールとして採用したことによるものであり、ICC の関係者も参加した複数のパネルが設定され、多くの注目を集めた。

① BPO とは

BPO は、電子的なデータのマッチングを条件として、輸入企業サイドの銀行が、輸出企業サイドの銀行に対して、支払条件に沿った支払の履行を確約する取消不能な支払保証である。

BPO は、SWIFT の提供している「TSU サービス」(Trade Service Utility) の中の一つの機能となっている。TSU は、銀行間で貿易関連書類を電子化してマッチングする仕組みであり、銀行間の貿易書類のペーパーレス化や処理の迅速化を図ることができる。

輸入側銀行では、TSU 経由で BPO を輸出側銀行に送ることにより、一定期日までに貿易代金の支払いを行うことを確約する。これは、一種の支払保証 (guarantee) であるため、これをもとに輸出側銀行では、輸出企業から輸出手形や輸出債権を買い取るなどのトレード・ファイナンスを実行することが可能となる。

このように BPO は、従来、貿易取引で幅広く用いられてきた信用状 (L/C) にかなり近い機能を有している。しかし、BPO は、これまで SWIFT の私的なルールに止まっていたため、銀行や企業が広く採用するうえでの制約となっていた (法的な根拠が不足とみられがちであった)。

② ICC ルールとしての BPO の採用

2013 年 4 月に、ICC では、BPO を「URBPO」(Uniform Rules for Bank Payment Obligations) として、ICC のルールとして採用することを採択した (発効は同年 7 月から)。ICC は、信用状が世界的に広く使われる基盤となっている「信用状統一規則」を作成している機関であり、今回の採用により BPO は、信用状と並んで、国際的な貿易金融のルールの 1 つとして位置付けられたことになる。

最近時点で TSU を利用しているのは世界 45 カ国の 144 行であり、このうち BPO を導入しているのは 53 行となっている。今後、BPO を普及させていくためには、BPO の取扱いが可能な銀行をもっと増やしていくことが必要であるが、今回の ICC ルールへの採用は、その大きな弾みとなる可能性があるものとみられる。

(2) IPFA

① IPFA とは

「IPFA」(国際決済フレームワーク協会) は、国際送金の標準化と ACH 間のリンクにより、海外送金の効率化を目指すプロジェクトである。ACH 間の送金メッセージには、共通フォーマットとして ISO20022 が用いられている。

今 Sibos における状況は、昨年までとあまり変わっておらず、稼働中であるのは、Fed と Equens との間のリンクのみである。新しいリンクの構築には、予想以上に時間がかかっているとの印象である。

Fed と Equens とのリンクは、2010 年 10 月より稼働を開始している。米国へは、米ドルの送金が可能であり、米国から欧州へは 4 通貨 (米ドル、ユーロ、英ポンド、スイスフラン) の送金が可能となっている。

② IPFA のリンク拡大に向けた動き

IPFA では、リンクの拡大に向けて動いており、4 通貨 (カナダ・ドル、南ア・ランド、ブラジル・リアル、豪ドル) については、すでに ISO20022 と各国メッセージとの間のマッピング (比較作業) を終了しており、稼働開始に向けて準備を進めている。Equens および Fed が南アとリンクを作るのが次のリンクとなる見込みである (2014 年中を目途)。また、Equens とカナダ・ドルとのリンクも検討されている。南アとのリンクでは、SADC1 に参加している周辺の 14 カ国との間の送金も可能となる見通しである。

このほか、将来の通貨として、4 通貨 (インド・ルピー、シンガポール・ドル、ニュージーランド・ドル、中国元) が検討段階にある (マッピングは未了)。

(3) SEPA 対応 (省略)

(4) 香港の動き

HKMA (香港金融管理局) では、USD-CHATS (香港の米ドル決済システム) とタイの BAHTNET2 (パーツの決済システム) とのリンクを開始する予定である (2014 年後半を予定)。これは、マレーシアのリンギ、インドネシアのルピアに次いで、USD-CHATS と海外決済システムとの 3 通貨目の PVP リンクとなる。

CLS 決済の対象とならない通貨について、アジア時間帯に米ドルとアジア通貨との間の PVP 決済を可能とするものであり、時差による外為決済リスクを削減している。香港が、アジアにおける決済ハブとしての地位を着々と向上させているかたちとなっている。

(5) 中国の動き

中国では、「CNAPS」(シナプス) と呼ばれる RTGS ベースの中央銀行システムが稼働している。2013 年中に、これを高度化した「CNAPS II」に移行する予定である。CNAPS II では、ISO20022 が採用されている。

また、人民元版の CHIPS である「CIPS」(シップス : China International Payment System) を構築の予定である。CIPS では、「クロスボーダー人民元」の決済を取扱う予定である。CIPS でネットワーキングを行ったネット尻が CNAPS II

で決済されることになる見込みである。CIPS の稼働開始は2015 年ごろを予定している。

3. 証券決済関係

証券決済の関係では、グローバルな担保管理、T2S、CSD 規制、TR などがトピックとなった。

(1) グローバルな担保管理

①グローバルな担保管理の動き

世界的なOTC デリバティブにおける清算集中の義務付け（それに伴ってCCP への担保差入れが必要となる）などから、担保繰りが逼迫することが予想されており、各国に分散している担保を集約化して管理する必要性が高まっている。こうしたニーズを見込んで担保管理をグローバルに行う動きが活発化している。

ユーロクリアでは「コラテラル・ハイウェイ」、クリアストリームでは「グローバル・リクイディティ・ハブ」というネーミングで同様なサービスを導入している。

基本的な考え方は、ユーロクリアやクリアストリームなどのICSD と各国のCSD (NCSD) との間にリンクを構築し、参加したCSD の保有する証券をすべてまとめた「仮想プール」(single virtual pool) を作る。この仮想プールに対して、ICSD の有する優れたアルゴリズムによって担保の計算・割当てを行い、それに応じて、必要な担保が移動する仕組みである。

これにより、国内での取引に海外の担保を割り当てる（またはその逆に海外の取引に国内での担保を割り当てる）ことが可能となる。また、クロスボーダーでのトライパーティ・レポ (cross-border triparty repo) が可能となる。

今次Sibos では、コラテラル・ハイウェイの一環として、ユーロクリアが米国DTCC との間で、担保管理における提携を行うことを公表した。これにより、欧州と米国における担保を共通化して利用することが可能となる見込みである。

一方、クリアストリームでは、CETIP (ブラジル)、ASX (豪州)、Iberclear (スペイン)、Strate (南ア) と組んで「流動性連合」(Liquidity Alliance) を結成しており、これらのCSD の有する担保の共同管理サービスを目指している。

このように、担保の最適化 (collateral optimisation) を目指す動きは、欧州だけにとどまらず、全世界的な広がりを見せている。

②ユーロ域内でのクロスボーダー担保利用 (TSI)

欧州では、レポ取引にユーロ域内でのクロスボーダーでの担保利用を可能とする「TSI」(Triparty Settlement Interoperability) を構築する動きがECB を中心に進められており、これを「TSI イニシアティブ」と呼んでいる。TSI の構築は、2015 年末 (遅くとも2016 年9 月まで) を目標としている。

これは、ユーロクリアなどの個別の取組みに比べ、より一般的なかたちで、ユーロ圏内で担保のクロスボーダー利用を可能としようとするものである。

③グローバルな担保管理におけるJGB の利用

日本国債 (JGB) の海外での担保利用については、従来、日本銀行における参加者口座が課税口座と非課税口座に分かれていることがネックの一つとされていたが、2013 年3 月に所得税法改正案が成立し、2016 年1 月には、日本銀行における国債口座が「預り口」として一本化されることとなった。新日銀ネットによって稼働時間が延長されることもあり、これ以降は、上記のようなグローバルな担保管理のスキームにJGB を組み込みやすくなるのではないかとの声も聞かれた。

(2) T2S (省略) (3) CSD 規制 (省略)

(4) TR への報告規制

OTC デリバティブ規制では、すべての取引を「取引情報蓄積機関」(TR: Trade Repository) に報告すべきものとしている。米国のDTCC では、世界で唯一のグローバルなTR (Global Trade Repository: GTR) となるべく、世界各地の市場に進出する構えである。すでに米国で高いシェアを占めているほか、日本 (DTCC データ・レポジトリー・ジャパン) や英国 (DTCC Derivatives Repository Ltd) にも子会社を設立して、報告システムの運用を行っている。このほか、カナダ、シンガポール、豪州、南アなどでも設立の準備を進めている。

DTCC では、「TR の乱立は、データの分裂化を招く」としてグローバルに単一のTR (single global TR) が望ましいとの立場である。これに対して、各国のローカルなTR との間であつれきが生じている (欧州のREGIS-TR3、南アのStrate など)。

当局では、「当局が必要なときに必要なデータにアクセスできればよく、TR の数には拘らない」(ECB) とのスタンスであったが、いずれにしても、複数のTR が存在する場合には、大規模な金融機関のグローバルなポジションを把握するためには、複数TR のデータをグローバルに集約する必要がある。

4. 標準化関係

(1) ISO20022 対応

ISO20022 については、日本からは、全銀システムでの導入や、保振の照合・決済システムでの導入予定、新日銀ネットでの導入予定が報告された。また、欧州では、TARGET2 が2017 年11 月にISO20022 を導入する予定であることが報告された。Euro1 でも、TARGET2 とタイミングを合わせて、ISO20022 化を行う。インドや中国などの新興国でも、近々に導入予定であることが報告された。また、小口決済システム (ACH) においても、ISO20022 が導入予定であることが報告された (シンガポール、豪州など)。

(2) LEI

LEI は、Legal Entity Identifier の略であり、デリバティブ取引などを、上述のTR に登録する際に、取引主体を認識し、関係する主体の名寄せなどを行うことができるようにするために金融取引の主体に付番されるものである。

報告データにおける取引当事者を特定するための世界的にユニークな識別子であり、英文字と数字から成る20 桁の識別ID である。各国の登録機関が、各国のLEI を付番して各国データベース (Local Operating Unit) を作り、それを中央データベース (Central Operating Unit) に集約して、グローバルな付番体系とする。各国のデータベースを中央で統合する「連邦モデル」(federal model) である。

中央データベースの運営主体である「GLEIF」(Global LEI Foundation) を2013 年末までに設立する予定である (スイスにおける非営利法人として設立)。

なお、中央データベースについては、SWIFT とDTCC が開発・管理することが決まっている。

運営主体であるGLEIF が設立されたあと、2014 年中に中央データベースの構築が行われ、その後、各国の登録機関から各国のLEI を受け入れるということになるため、実際のグローバルな稼働までにはまだ数年を要するものとみられる。

5. SWIFT 関係

(1) FIN のメッセージ料金の値下げ

今次Sibos の冒頭で、2014 年のFIN メッセージの料金が、今年より平均20%引き下げられることが発表された。メッセージ量の増加に応じた料金の引き下げである。

(2) コンプライアンス・サービス

CEO のレイブランド氏が今後注力していくとした「コンプライアンス・サービス」であるが、SWIFT では現状2 つのサービスを提供している。すなわち、①サンクション・スクリーニングと②サンクション・テストングである。サンクション・スクリーニングは、自前の制裁リストのチェック・システムを持たない中堅・中小銀行向けのサービスであり、サンクション・テストングは、自前のチェック・システムを有する大手銀行向けのサービスである。それぞれの概要は、以下の通りである。

①サンクション・スクリーニング

SWIFT が2012 年4 月からSWIFT が始めたサービスである。背景には、①当局からのアンチ・マネーロンダリングに対する規制が厳しくなっており、巨額のペナルティーが課されるケースも出ていること、②既存のソリューションはかなりコスト高であること、等がある。

現在、55 カ国 (日本を含む) の114 行の利用先があり、自前のチェック・システムを持たない中小規模の金融機関にとってメリットがあるサービスである。各国当局が発表した「制裁リスト」(sanctions lists) に基づき、SWIFT がSWIFT ネットワーク上のメッセージのフィルタリングを行う (real-time filtering)。疑わしいものがあれば、カスタマーにアラート (警告) を発信し、顧客は、メッセージをレビューして、メッセージをそのまま送るか、送信を停止するかを判断する。本サービスは、SWIFT のネットワークと一体化したサービスであり、銀行側では、(SWIFT のユーザーであれば) 特に大きなシステム対応は必要ない。

Ver1 では、FIN メッセージのみを対象として、28 の公的当局のリストに対するチェックを行うサービスとして開始した (2012 年4 月)。Ver2 では、これをそれ以外のリスト (private list) にも対応可能とした (2013 年8 月)。Ver3 では、対象をISO20022 のメッセージにも拡大する予定である (2014 年II Q 予定)。

②サンクション・テストング

銀行が構築・運営している自前の制裁リストのチェック・システム (sanction filter) が正しく作動しているかどうかをSWIFT が確認するサービスである。自行でチェック・システムを構築して、自らメッセージのチェックを行っている大手銀行向けのサービスである。現在、大手の7 行が利用先となっている。サービス内容には、リスト・アラート、サンクション・リスト、ファジー・テストング、チェンジ・マネージメントなどが設けられている。また、テストのサイクルについては、①日次、②月次、③四半期ごとなどがある。

(3) SWIFT 流動性リスク・サービス

2013 年4 月に、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) が「日中流動性管理のモニタリング・ツール」というレポートを出し、国際的に活発に業務を行っている銀行については、2015 年1 月までに7 つの日中流動性モニタリング・ツールを備えることを求めている。

このようにグローバルでリアルタイムの「流動性の可視化」(visibility of liquidity) が求められるようになってきている。これに対してSWIFT では、「FINInform」というサービスを使って支店分の受払いの指図をコピーして本店に送ることにより、グループ全体の流動性をリアルタイムで一括管理する「SWIFT 流動性リスク・サービス」(SWIFT Liquidity Risk Service) を提案している。FINInform によってコピーされる支払指図には、フィルター (MT ごと、通貨ごと、対象とする支店、コルレス先など) を設定することが可能である。これにより、当局への報告用のデータを作成できるほか、流動性の状況を分析することもできる。

(4) MIRS (ミイラス)

MIRS は、決済システムのバックアップサービスであり、正式名称は、「SWIFT Market Infrastructure Resiliency Service」である。SWIFT のY コピーを使って決済システムを構築している大口決済システムが対象であり、メイン・センターとバックアップ・センターがいずれもダウンするといった異例の事態が発生した場合にも、SWIFT のセンターで業務を継続できるサービスである。

通常時には、決済システムは15 分ごとにSWIFT に「チェックポジション・メッセージ」(各参加行の残高等) を送っておく。決済システムのセンター (2 つとも) がダウンした場合には、MIRS の立上げ (activation) を要請する。たとえば直近のポジションの送付から6 分後にダウンが発生したとすると、その6 分間については、SWIFT のY コピーに決済指図のコピーが残っているため、直前の残高情報と未処理の決済指図によって、ポジションを復旧することができる。

① Dormant モード（ポジションの通知のみを行っておく）→ ② Activation（2時間以内、決済システム運営者とSWIFTで協議）→ ③ 日中ポジション（running position）の再構築 → ④ Active モード（SWIFTが決済機能をtake overする）

の手順で移行を行う。移行後は、純粋な RTGS システムとして稼働を行う。

現在、イングランド銀行（BOE）との間でテストを行っており、2014年1月末にCHAPSのバックアップとして稼働する予定である。その後、他の決済システムも受け付けていく（BOE向けの専用サービスではなく、複数の決済システムが利用できるShared Modelである）。

MIRSの利用により、第3バックアップ・センターを作る負担（および人的な配置の負担）がなくなる。また、①バックアップの遠隔性（国外からのバックアップ）、②技術的な多様性（異なる技術によるシステム）が確保される。

なお、自前のネットワークを使っている先でも、バックアップ用にこのサービスを使うことは可能とのことであった。

6. おわりに

今次 Sibos は、初の中東での開催ということもあり、中東・アフリカ勢の関心がいつになく高かったように思われる。新しいプロジェクトの発表はやや少なかったものの、着実に進展しているプロジェクトも少なくなかった。またパネルでは、レギュレーションのあり方について規制当局を辛辣に批判する発言が相次ぐなど、金融業界に元気が戻ってきた Sibos でもあったように思われた。こうした中で、クロスボーダーの担保管理に注目が集まっていた点、民間銀行によるCSDの設立が驚きをもって受け止められていた点などが印象的であった。また、コーポレート関連のセッションでは、もっぱらBPOが脚光を浴びていたようである。規制強化の流れとそれに対するSWIFTの対応である「コンプライアンス・サービス」への注力については、今後も動向を見守っていく必要がある。

来年の Sibos は、9月29日から10月2日までの日程で、ボストン（米国）において開催される。また2015年には、シンガポールで開催される。以上

新 規 接 続 の ご 紹 介

従来SWIFTのユーザーの中心は、銀行、証券会社、運用会社となっております。近年、一般事業法人、保険会社、地域金融機関などのユーザーも増加しています。SWIFTが提供するサービスも多様化しており、また、業務規模、業務分野に合わせた接続方法の選択肢が増えております。その結果、日本におけるユーザーは確実に増加しております。

2014年には、SWIFTのほふり接続もスタートし、利用可能な業務分野が更に拡大致します。引き続き日本におけるユーザーの拡大を見込んでおります。

SWIFTを利用する場合、ユーザーに必要なハードウェア、ソフトウェアをご準備いただきSWIFTに接続していただく直接利用、SWIFTが提供するUSBトークンとインターネット回線を利用するAlliance Lite2 など、従来よりも手軽に利用できるサービスが増えております。

直接利用のために必要なアプリケーション

SWIFTを利用するにあたり必要なソフトウェア及びセキュリティ関連アプリケーション等の諸費用をパッケージ化した「Alliance Entry Kit」は、その名の通り初期導入ユーザー向けの製品です。「Alliance Entry Kit」の初期導入費用は、EUR24,860、年間EUR11,220となっております。この他にも業務規模、業務種別に合わせた多数の製品、オプションのご用意がございます。注：上記料金にはPCサーバーやADSLの費用及び導入費用、他システムとの連動作業の費用は含まれておりません。

Alliance Lite2

SWIFTが提供するUSBトークンとインターネットに接続可能なPCをご準備頂くだけでSWIFTを利用することが可能になります。新規/中小規模ユーザー向けの安価なパッケージサービスとなっております。銀行、証券、一般事業会社での日本のユーザーも順調に増えてきており安定稼働をしております。

新規導入のお手伝い

現在、新規接続のお手伝いをする専門の担当者が配置されております。日本での新規導入に留まらず、海外拠点を含めた導入に関しまして専門担当者が連携し、お手伝いさせていただきます。まずは、スイフト・ジャパンにお問い合わせ下さい。

SWIFTRef - Bankers World Online のご紹介

従来からSWIFTでは、BIC Directory関連製品を拡充し、SWIFTRefの商品群名で世界中のユーザーの方にご利用いただいております。SWIFTRefは印刷物及びオンライン参照ツールとデータダウンロードの方法でご利用いただけます。

データダウンロードには包括的なPayment Plusをはじめとして、SSIデータに特化した製品、SEPA情報に特化した製品などがあります。

今回はデータとしては包括的なものをオンラインで照会してご利用いただく、Bankers World Onlineに焦点をあてて紹介いたします。

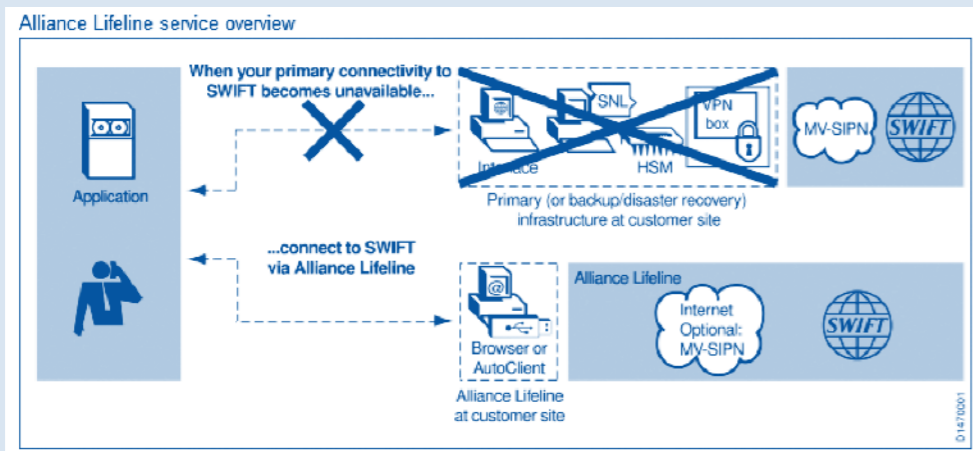
Bankers World OnlineはSWIFTRefデータの全てが参照できるオンライン照会ツールです。



図1 銀行の概要画面

Alliance Lifeline コンテナジェンシー用のSWIFT接続サービス

Alliance lifelineは既存のスイフト接続が利用できなくなった時、コンテナジェンシー対応としてクラウド型スイフトインフラを利用してメッセージを送受信することができるサービスです。スイフトが管理、運営するこのサービスは、最大限のセキュリティーとレジリエンスを担保しており、クラウド型であることからユーザー側にインフラの初期投資の負担がありません。既存のスイフトインターフェースに加えて追加的なスイフト接続を構築するニーズに最適です。Alliance Lifelineは他のSWIFT Alliance製品とGUIが同じなのでオペレーターの方の対応も容易です。すべてのスイフトメッセージタイプとファイルの送受信が可能となっており、自動化モード、マニュアルモードにも対応できます。



ユーザー側でご用意いただくのはPCとIEブラウザ、アライアンスコネクトがブロードバンドのインターネット回線のみでセットアップが可能で、導入及び設定はスイフトのエンジニアがオンサイト、もしくはリモートで行います。サービスにはスタンダードとプレミアムがあり、スタンダードサービスは、コンチ発動後スイフトに通知後90分以内にメッセージ送受信が可能となります。プレミアムサービスはホットスタンバイモードで、送信に関してはスイフトに通知することなく即時にメッセージを発信出来てクリティカルペイメントを執行できます。受信に関してはスタンダードサービスと同じくスイフトに通知をいただきます。コンチ発動時の送受信メッセージのフィルタリングが必要な場合は、併せてスイフトのサンクションズスクリーニングサービスでスクリーニングも可能です。詳細な情報やご質問はスイフトジャパンにお問い合わせください。

このサービスのデータ更新の頻度は日次となっており、どの製品よりも最新のデータが入手いただけます。

参照可能データは以下のとおりです。

- 全ての BIC コード
- 150 カ国以上の現地決済システム上のコード
- CHIPS, TARGET 及び EBA 関連データ
- 市場インフラデータ
- 夫々の金融機関のクリアリングシステムへの加盟情報
- SEPA 関連データ、IBAN の検証、BIC から IBAN への変換ツール
- 口座番号から IBAN への変換ツール
- SSI(Standing Settlement Instruction) 情報 (市場取引用と商業決済用)
- 国コード・通貨コード・休日情報
- 経済・通貨関連情報
- 格付け情報
- コルレス業務データと連絡先

Bankers World Online はそのデータを各国中央銀行やコードを発行する団体あるいは銀行から直接入手し、常に最新のデータが反映されているツールです。

料金水準は同種製品に比べて魅力的に設定されています。また、料金体系も同時アクセス数をベースに設定されていますので、SWIFT ユーザーの規模に関わらず最適なアクセス数を選択することが可能です。

SWIFTRef に関するより詳細情報をご希望の場合は www.swift.com/ SWIFTRef をご覧ください。料金に関するお問い合わせは、SWIFT Japan の各営業担当宛てご照会ください。



図2 IBAN 検証画面



図3 SSI データ参照画面

S W I F T 講 習 会

2014 年前期 SWIFT 講習会日程予定は下記の通りです。

1月【1月8日(水)～31日(金)開催予定】@東京 日本生命丸の内ビル 20F スイフトジャパン

- 1月8日(水) Introduction to SWIFT in the payments market
- 1月9日(木)～10日(金) Payments and cash management - using FIN messages
- 1月14日(火) Introduction to SWIFT in the securities market
- 1月15日(水)～16日(木) Securities Settlement and Reconciliation - ISO 15022 messages,
- 1月17日(金) Corporate Actions - ISO 15022 messages
- 1月21日(火) ISO 20022 for JASDEC
- 1月22日(水) Understanding FIN and the System messages
- 1月27日(月) Release seminar 7.0 for SWIFTNet and Alliance
- 1月28日(火) Troubleshooting your SWIFT environment
- 1月29日(水)～30日(木) Deploying Alliance Access
- 1月31日(金) Alliance Disaster recovery

2月【2月12日(水)～21日(金)開催予定】@東京 日本生命丸の内ビル 20F スイフトジャパン

- 2月12日(水) Introduction to SWIFT in the payments market
- 2月13日(木)～14日(金) Payments and cash management - using FIN messages
- 2月17日(月) ISO 20022 in 90 minutes (Web クラス)
- 2月19日(水) Foreign Exchange and Money Markets - using FIN messages
- 2月20日(木) SWIFT for corporates
- 2月21日(金) Treasury management - using FIN messages

4月【東京4月9日(水)～18日(金)開催予定】

Introduction to SWIFT in the payments market, Payments and cash management - using FIN messages, Foreign Exchange and Money Markets - using FIN messages, Collection and documentary credits, ISO 20022 for JASDEC

5月【東京5月14日(水)～23日(金)開催予定】

Introduction to SWIFT in the payments market, Payments and cash management - using FIN messages
Introduction to SWIFT in the securities market, Securities settlement and reconciliation - ISO 15022 messages, Corporate Actions - ISO 15022 messages

6月【東京6月2日(月)～20日(金)開催予定】

Operating Alliance Access, Using the Alliance Gateway GUIs and the Online Operations Manager, Managing Alliance Web Platform, Managing Alliance Access, Introduction to SWIFT in the payments market, Payments and cash management - using FIN messages, Foreign Exchange and Money Markets - using FIN messages, SWIFT for corporates, Treasury management - using FIN messages, Using Alliance Messenger and RMA

7月【7月15日(火)～18日(金)開催予定】

Introduction to SWIFT in the payments market, Understanding FIN and the system messages, Introduction to SWIFT connectivity, Managing PKI with Browse

7月【大阪7月8日(火)～11日(金)開催予定】

Introduction to SWIFT in the payments market, Payments and cash management - using FIN messages, Using Alliance Messenger and RMA

8月【8月6日(水)～22日(金)開催予定】

Introduction to SWIFT in the payments market, Payments and cash management - using FIN messages, Introduction to SWIFT in the securities market, Securities settlement and reconciliation - ISO 15022 messages, Corporate Actions - ISO 15022 messages, ISO 20022 for JASDEC, Introduction to SWIFT connectivity

* 日本スイフトユーザーグループ(SUG)に加盟されている場合は、社内SUGご担当者様より所定の書式でお申込みください。

* SUGに加盟されていない場合は、swift.com ホームページより Training >> Course Schedule >> country Japan を選択し該当講習コースをお申込みください。(オンライン申込みができない場合には tomoko.suruki@swift.com までご連絡ください。ファックス申込み用紙をお送りいたします。)

* 2014 年後期講習日程予定は (<http://www.swift.com/jp>) もしくは日本スイフトユーザーグループホームページよりご覧いただけます。またスイフトにて提供してまます講習一覧カタログ(英語)を swift.com よりダウンロードすることができます。是非ご活用ください。(http://www.swift.com/training/misc/download_the_swift_training_course_catalogue/index.page?)

SMPGワーキング・グループA 活動報告

SMPGのグローバル会議は2013年4月には欧州中銀主催でフランクフルト、同11月にはヨハネスブルグで開催されました。昨年11月の大阪開催以降はインド、香港、シンガポール等のアジアのメンバーの参加が増えて来ています。ワーキング・グループAは、証券決済関連事項が対象で、決済指図、決済状況確認通知、残高通知等の効率化に向けた事項を検討しています。

主な活動はグローバルな市場慣行を明記したグローバルドキュメント(以下GD)へのMX(ISO20022)の追記作業を継続して検討しています。個別のGD策定作業ではBlock Trade、Buy Sell BackやCancellation指図関連は概ね審議が完了し、一部はSMPGのHPに公表しているものもあります。MT548-537等の未処理通知、Repo Transaction、Modification等は継続審議中です。それ以外では、新たなGDとして検討しているDepository Receipts(DR)の発行・解約や株式Initial Public Offering(IPO)の約定から決済迄の処理も継続検討中です。トピックス的には、欧州で2015年6月から開始になるTarget 2 Securities(T2S)への決済関連対応やそれに向けて決済期間をT+2に統一する各国の動き等に加えて、フランスやイタリアで開始されたFinancial

Transaction Taxの処理の負荷が高いことやその合理化を模索している動き等の紹介もSMPG会議で行われています。

年次のSWIFT定例修正要望の審議では、T2S関連で特別の条件設定をするコードを新設したり、米国のドット・フランクス法対応として、清算機関を利用した担保取引を明確化する為のコードの追加等に加えて、証券保管振替機構が2014年1月よりISO20022を標準装備することに伴い、ISO15022との平仄を取るためにTransaction Identification Presence Ruleを加える等の技術的な6項目内容を審議しております。

今年6月に第二回APAC RMPG(Asia Pacific Regional Market Practice Group)会議をクアラルンプールで開催し、四半期毎に定期的に電話会議を行っています。アジア各国のワーキング・グループの活性化をSWIFTと連携しながら活動中です。具体的にアジアで立ち上がっている国は日本以外では香港、インド、韓国、マレーシア、シンガポール、台湾です。来年の前半を目標に設置を検討しているのはインドネシア、フィリピン、タイです。中国、ベトナム、ブルネイ等はもう少し時間を掛けてワーキング・グループを組織して行く予定です。

三菱東京UFJ銀行 決済事業部 森 剛敏 / 森田 静

SMPGワーキング・グループC 活動報告

ワーキンググループCでは、従来からグローバルなユーザーグループの会議体であるSMPG(Security Market Practice Group)と密接に連携を取って、コーポレートアクションに関連する証券メッセージの標準化を検討しております。

2013年には、年次改正(Change Request)に関する意見集約の作業並びに、SMPGのグローバル会議が4月にフランクフルト、11月にヨハネスブルグで開催され各国証券市場における市場慣行(market practice)をグローバルに調和させ、STP化の推進を図るべく、議論を深めました。

特に4月のフランクフルトにおいては、National Market Group(日本)としてSMPGからの課題に関して日本市場慣行を説明、他国との比較で対応方法の意見を述べ、各国と検討することで、SMPGのイニシアティブにより各国において様々なコーポレートアクションをどのような形式で表示するかということを検討いたしました。更にこれらの議論を整理し、イベントタイプごとに一覧表としたEIG Matrix(Event Interpretation Grid Matrix)の世界標準化の精緻化を進めて参りました。具体例として、

①イベント通知(MT564)を一旦送付した後に、顧客残高が0となった場合の取扱において、日本市場慣行では特に追加通知を実施しないが、一部の国よりイベント通知に対し、Cancel通知もしくは権利付残高通知(顧客残高=0)を送付すべきとの問題提起があり、各国で議論した結果、現在の日本市場慣行通りの運営で確定するとともに明確化を実施。②ディスクロージャーイベントについては、各国市場慣行から8つのシナリオに分類し、日本で使用するシナリオにおける日本市場固有慣行を説明の上、記載することでイベント活用

の明確化を実現。EIGを初めとして、SMPG会議を通じ、SWIFT世界標準化は進められてきておりますが、未だ複数の表示形態が並立している部分もあり、月1回のペースで開催される電話会議を通じて、網羅的に情報を集積するとともに、各国毎に異なった表示方法についてはグローバルな観点から引続き標準化を進めております。

こうした議論の過程において、カストディ銀行のみならず、東京証券取引所及び証券保管振替機構からも参加頂き、2014年2月開始予定の「コーポレートアクション情報配信サービスの拡充」も加味したコーポレートアクション標準化の推進が図れたことは、意義のあるものと考えております。

みずほ銀行 山本一郎

PMPG活動報告

PMPG(Payments Market Practice Group)はグローバルなPayment(支払決済)分野における様々な慣行と現状の問題点の理解に基づき、その時々注目の分野毎の推奨慣行の公表を通じて、標準化とSTP化を推進している民間の任意団体です。SWIFT参加メンバーの有識者が任意に集まり、SWIFTというインフラ面の切り口では解決できないペイメント関連の諸問題への解決策を提議しようと2006年に活動を開始しました。

2010年12月にSWIFTのBPC(Banking and Payments Committee)傘下のアドバイザリーグループとして位置づけられ、現在は15ヶ国・地域から、17名のメンバー(2名のSWIFT理事と15名の民間金融機関メンバー)に、SWIFTが事務局機能を提供して活動しています。具体的には、年2回の会合と月次の電話会議で、日本からは三菱東京UFJ銀行が参加しております。

2011年より始められた年次フォーラムは、昨年大阪に続き、今年はドバイで第3回目が開催されました。“FATF勧告16”、“ドット・フランクス法1073条項”、“人民元国際化”、“TSU/BPO”、“ISO20022のHVPへの導入”、“イスラミックファイナンス”、といった、幅広いテーマが採り上げられました。今回もSibos開始前の土曜日開催でしたが、昨年を上回る約90名の中央銀行、決済機関、民間金融機関からの招待者が一同に会して活発な議論が行われ、好評を博しました。来年はボストンSibosに合わせて、第4回目の年次フォーラムを開催する予定です。

Sibosドバイでは、PMPGとして3つのセッション(ISO20022のHVPへの導入、規制対応、スイフトスタンダードズフォーラムのClosing)に参加しました。また、Sibos直後の金曜日には恒例のメンバー会合が行われ、「来年の活動方針」や「新メンバーからの加盟申請」などに関する討議を行いました。今後とも益々重要性を増すグローバルなペイメントに関する実務面での幅広いテーマにおいて標準化を推進して参ります。

PMPGの活動の概要や資料等をご覧いただく際やご要望・ご意見をお寄せいただく際には、<http://www.pmpg.info>が便利です。

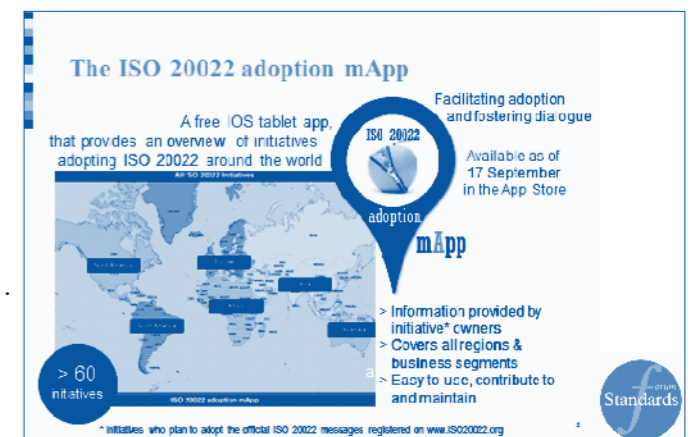
三菱東京UFJ銀行 石嶋和志

ISO 20022 adoption mApp - ISO 20022 情報のための新ツール

この新ツールは、2013年9月17日にSibos 2013ドバイのスタンダードズ・フォーラムにおいて発表されました。ISO 20022電文は、日本においても全銀、証券保管振替機構、日本銀行が導入していますが、近年様々な国・市場においてISO 20022電文を利用する市場インフラ等が増加しています。その情報を広くユーザーの皆様、また一般のご興味のある皆様に参照していただくため、本ツールの提供を開始いたしました。ISO 20022導入状況についての情報をお探しの際には、是非ご活用ください。

ツールの特徴は以下の通りです。

- IOSタブレットの無料アプリケーション
- ダウンロード用リンクはwww.swift.com/standardsforumにて提供
- オンラインまたはオフラインで利用可能
- PDFによるダウンロード可能
- 世界各地におけるISO 20022電文導入のイニシアチブ
- 各業務分野をカバー(カード、送金、証券、貿易金融、資金為替)
- 導入ステータス(本番稼働、検討中など)
- 移行方式(ビッグバン又はフェーズごと)



現在IOS以外のタブレット端末での提供予定はございませんが、今後PDF版での情報提供を予定しております。

2014年MTスタンダードズリリース

2014年MTスタンダードズリリース Updated High Level Information が11月15日に発表されました。概要は以下の通りとなります。下記の概要は主要な項目のみをカバーしています。詳細については、Updated High Level Information、またオンライン・ユーザーハンドブックと MyStandards に12月20日から掲載予定の Standards Release Guide (SRG) をご覧ください。

各資料のリンクは以下の通りです。

Updated High Level Information 並びに 2014年スタンダードズリリースの日程：

http://www.swift.com/products_services/by_type/standards/standards_releases

オンライン・ユーザーハンドブック：<https://www2.swift.com/uhbonline/books/hub/home.htm>

MyStandards：<http://www.swift.com/mystandards/>

2014年MTスタンダードズリリース概要

Category	概 要
1	<ul style="list-style-type: none"> 送金依頼者と受益者の居住地情報として定型のフォーマットによる ISO 国コードの使用を必須とする Usage Rule を追加。(当局報告のための国別フィルタリングを可能にするため) よりストラクチャーのある電文として利用できるよう、下記の内容がペイメント・メンテナンス・ワーキンググループで承認されている。 <ul style="list-style-type: none"> SR 2015 に Option F を Field59a にも追加する。 SR 2016 または SR 2017 に、50a と 59a からフリーフォーマットのオプションを削除する。2015年に送信者が Option F を使用することは任意であるが、受信者はこれに対応できなければならない。フリーフォーマットの削除は全ユーザーに影響がある。 カバーペイメント (MT 103 と MT 202 COV を使用して支払い指図をするケース) の際、MT 103 のみの受信にもとづいて支払いを実行した場合のリスクに関する市場慣行を追記する。
2	<p>MT 202 COV について：</p> <ul style="list-style-type: none"> 送金依頼者と受益者の居住地情報として定型のフォーマットによる ISO 国コードの使用を必須とする Usage Rule を追加。(当局報告のための国別フィルタリングを可能にするため) よりストラクチャーのある電文として利用できるよう、下記の内容がペイメント・メンテナンス・ワーキンググループで承認されている。 <ul style="list-style-type: none"> SR 2015 に Option F を Field59a にも追加する。 SR 2016 または SR 2017 に、50a と 59a からフリーフォーマットのオプションを削除する。2015年に送信者が Option F を使用することは任意であるが、受信者はこれに対応できなければならない。フリーフォーマットの削除は全ユーザーに影響がある。
3	<ul style="list-style-type: none"> PVP 決済のアレンジメントのインジケータを追加する。(オフショア人民元取引を対象とする。) Sequence E について任意のフィールド及びコードを追加する。(CR 000577 等) Clearing Broker のためのフィールドを追加 (Non-deliverable forward / non-deliverable option のための対応) ISDA に関する情報入力箇所を追加もしくはアップデートする。(CR 000580 等) Floating Rate Option フィールドから各種コードを削除し、定義をアップデートする。 リデノミネーションのための各種コードを削除する。
4	(SR 2014 については変更なし)
5	<p>Trade Initiation and Confirmation</p> <ul style="list-style-type: none"> MT 502, 509, 515 等に IPO の機能を付加するため、フィールドやコードの追加を行う。(CR 000638 等) Usage Rule ("When Place of Trade Code is OTCO, narrative if present, but must a specify system") のアップデートを行う。 MT 515 にページ数記入用のフィールドを追加する。(大量の partial fill details の送信のため) <p>Settlement and Reconciliation</p> <ul style="list-style-type: none"> Usage Rule ("When Place of Trade Code is OTCO, narrative if present, but must a specify system") のアップデートを行う。

	<ul style="list-style-type: none"> CA 関連のコード各種のアップデートを行う。(CR 000602 など) Qualifier である TRCA (Party Capacity Indicator) に、RSIP (riskless principal) (コード) を追加する。 Qualifier である STCO (Settlement Transaction Condition) に CLAI (コード) を追加する。 20C Reference に Qualifier である CORP を追加する。 Amounts (Subsequence) の 17B に Qualifier である EXEC を追加する。 Qualifier である COLA に、CCPC (コード) を追加する。 Qualifier である REJT と NMAT に、rejection / unmatched のコードを追加する。 <p>Corporate Action</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕組み商品の償還確定日に原証券・新証券の決済場所がわかれば、決済を効率的に行うことができるので、この情報を MT 564 に記入できるようにする。(E1a Financial Instrument Attributes (:94a::SAFE//) もしくは E1 Securities Movement (:94a::SAFE//)) 貸借している株式のポジションについて、借手によって異なる指図の期限を記入できるようにする。(MT 564 E3 Party Deadlines (:98a::BORD//, :95a::BORW//) もしくは MT 564 E Corporate Action Options :98a::BORD//) Qualifier である MAXP, MINP にオプション K を追加する。Qualifier である MAXS, MINS にオプション L を追加する。Qualifier である BIDI にオプション P を追加する。 Usage Rule ("When Place of Trade Code is OTCO, narrative if present, but must a specify system") のアップデートを行う。 任意で使用する Qualifier / Code の追加、定義の変更を行う。(CR 000591 など) Corporate Action Event Indicator のイベント種類について定義の変更を行う。(INTR, RHDI, RHTS) DISF (Disposition of Fractions) で使用するコードの定義の変更を行う。(RDUP, STAN) PROC (Processing Status) で使用するコードの定義の変更を行う。(INFO) <p>Collateral Management</p> <ul style="list-style-type: none"> Qualifier の追加を行う。(CR 000713 など) コードの追加を行う。(CR000625 など) MT 558 の D Cash Movement :17B:: について Qualifier である CMAF を任意に変更し、COLL を必須に変更する。 ネットワーク検証ルールの変更を行う。(CR 000628 など) <p>Other Cat 5 Changes</p> <ul style="list-style-type: none"> MT 515, 501, 519 について Usage Rule ("When Place of Trade Code is OTCO, narrative if present, but must a specify system") のアップデートを行う。 MT 575 について CA 関連のコード各種のアップデートを行う。(CR 000602 など)
6	<ul style="list-style-type: none"> 商品取引について資金決済済み取引のためのフィールドを追加する。 Sequence D について任意のフィールド及びコードを追加する。(CR 000577 等) MT 600 / 601 の 77H Type, Date, Version of the Agreement を必須にする。(ISDA 推奨と平仄をあわせ、ミスマッチを減らすため)
7	(SR 2014 については変更なし)
8	(SR 2014 については変更なし)
9	<ul style="list-style-type: none"> MT 910：送金依頼者と受益者の居住地情報として定型のフォーマットによる ISO 国コードの使用を必須とする Usage Rule を追加。(当局報告のための国別フィルタリングを可能にするため) よりストラクチャーのある電文として利用できるよう、下記の内容がペイメント・メンテナンス・ワーキンググループで承認されている。 <ul style="list-style-type: none"> SR 2015 に Option F を Field59a にも追加する。 SR 2016 または SR 2017 に、50a と 59a からフリーフォーマットのオプションを削除する。2015年に送信者が Option F を使用することは任意であるが、受信者はこれに対応できなければならない。フリーフォーマットの削除は全ユーザーに影響がある。 MT 942 の Field 86 に関して、MT 940 のネットワーク検証ルールを適用する。
n	<p>MT n92, n95, n96 について：</p> <ul style="list-style-type: none"> サンクション・スクリーニングと詐欺に関連して任意の Field 113 (User Header Block) に任意で利用できるコードを作成する。

BPO統一規則(URBPO)の概要

BPO(Bank Payment Obligation)に関する新たな統一規則URBPO(Uniform Rules for Bank Payment Obligations)が2013年4月にICC(International Chamber of Commerce=国際商業会議所)により採択され、2013年7月より発効されました。この節目をとらえ、BPO Working GroupおよびURBPO Consulting Groupのメンバーとしてルール作りに携わった経験をもとにURBPOの概要や成立背景につき紹介します。

1. BPOとは

BPOはL/C取引と送金取引の間に位置する新たな銀行支払確約スキームと整理されています。L/C取引において貿易書類は銀行を通じて受渡しされ、銀行は書類とL/Cの条件の一致を条件に輸入支払の保証をします。一方送金取引(Open Account取引)では書類は銀行に提示されることなく、直接輸出入者間で受渡しされます。そこに銀行の介在はなく、書類内容を確認することもない代わりに保証を発行することもあります。ここに割って入るのがBPOということになります。BPO取引では貿易書類原本は送金取引と同様に直接輸出入者間で受渡しされ、その代わりに企業は該当取引の売買契約書および商品出荷に関する情報(データ)を銀行に提供し、そのデータが専用のシステム上で一致したことを条件に銀行の支払確約が付与される仕組みです。

2. URBPOの概要

URBPOとはBPO(Bank Payment Obligation)に関するグローバルスタンダードルールであり、荷為替信用状統一規則(UCP600)や各種トレードに関するグローバルルールを制定する国際商業会議所(ICC: International Chamber of Commerce)によって策定・採択された新たなルールです。

(1) 共通インフラ・メッセージ

URBPOは銀行間で共同利用するデータマッチングのための共通プラットフォームがあることを前提としたルールになっています。共通プラットフォームは銀行間で合意をすれば、それがどんなシステムであっても構わないという“テクノロジーニュートラル”なルールとなっています。とは言え、異なる国の異なる銀行が共通のプラットフォームを利用するというのは現実的ではなく、現時点で唯一それを実現しているのはSWIFTが提供するTSU(Trade Services Utility)のみと言えます。URBPOのもう1つの要件となっているのが利用メッセージフォーマットです。URBPOでは金融業務で利用される通信メッセージの国際規格であるISO20022の利用を必須としており、ISO20022を利用していない場合にはURBPOは適用できない事が明示されています。

(2) URBPO ルールの根幹

URBPOがカバーするルール範囲は「銀行間」に限定され、信用状統一規則と比較すると狭い範囲となっています。しかしながらルールの根幹は「BPOは銀行間で利用する共通プラットフォーム上で、企業同士で締結した売買契約書情報と船積出荷情報のデータがマッチすれば、BPO発行銀行がその支払を確約する」という点です。即ちL/C取引においてL/C発行銀行が発行するL/C条件に基づく輸出書類が提示されれば、その代金の支払をL/C発行銀行が保証すると同様に、共通プラットフォーム上でデータがマッチすればBPO発行銀行は取消不能(Irrevocable)の支払保証義務を負うというルールを定義しています。

3. 成立の背景

URBPO採択以前はSWIFTが定義するSWIFTサービスマニュアルがBPOのルールであり、BPOを利用する全ての金融機関はこのSWIFTルールに準拠していました。しかしながら企業の立場からするとSWIFTルールは銀行間のルールであり、企業にとってのグローバルスタンダードルールではありませんでした。企業にとってなじみのあるルールといえば信用状統一規則を代表とするICCルールであるとかんがえられます。企業においては新たな決済手段を導入するにあたっては社内承認を取得する必要があり、その際に“SWIFTルール”ではなかなか理解を得にくい状況にありました。利用促進の観点で「企業にとってのグローバルルール」は不可欠であり、真のグローバルルール策定に向けてSWIFTがICCへアプローチしたことがURBPO策定へと繋がっているのです。2010年6月よりSWIFTはICCへアプローチを開始し、2011年9月にはSWIFT・ICC間でルール策定に向けて合意書が交わされ、直ちにスタンダードルール作りが開始されました。取り巻く環境を鑑み、今回のURBPOルール作りにて最も重要視されたのはスピードであり、実に2012年3月にドラフト第1版が作成され、2013年3月には承認を得るという実質1年強でルール策定を完了させています。

4. URBPOの意義

貿易取引の観点では国と国の境が低くなり、企業と企業の繋がりが強くなってきた近年の貿易取引のビジネス環境において、必ずしも伝統的な決済手段がベストな選択肢では無くなりつつあると言えます。「代金支払の安全性・確実性」を担保しつつ、世の中のスピードに合わせて「いかに早く、効率的な」決済を実現するかが重要になっています。企業のサプライチェーンマネジメントに即したサプライチェーンファイナンスが求められており、BPOはそのニーズに対応した新たな決済手段と言えます。そのBPOを司るグローバルスタンダードルールたるURBPOが策定されたことは企業・金融機関の両者にとって大きな一歩であり、URBPO発効を機にBPOビジネスが拡大することが期待されます。

三菱東京UFJ銀行トランザクションバンキング部 釜井 大介

BIC Directory Download 価格改定のご案内と社内アプリケーション利用について

2014年よりBIC Directory Download ライセンスの価格が改定となります。新価格は直接メンバーに通知されておりますので今一度ご確認ください。

ライセンス	ユーザー制限	行内アプリでの利用について
Small Server licence	マニュアルのみ5人まで	行内アプリでの利用不可
Single Site licence	一拠点内でのすべてのユーザー	一拠点内で使われるアプリ利用のみ可(集約の場合はこれにあたらぬ)
National licence	一国内でのすべてのユーザー	一国内のみアプリ利用可
International licence	全世界でのユーザー	全世界においてアプリ利用可

尚、スモールサーバーライセンス及びシングルライセンスは、スタンドアロン利用のみとなり、行内のアプリケーションにファイルをアップロードしてご利用されている場合にはシングルサイトライセンス、ナショナルライセンス、インターナショナルライセンスへのアップグレードが必要になります。詳細はスイフトにお問い合わせください。

HSM リフレッシュキャンペーン

現在お使いのハードウェアセキュリティモジュール(HSM)ボックスが耐用年数を経過するため、お取替えキャンペーンを実施します。現在のHSMボックスは、2015年9月30日迄にすべてお取替えいただく必要があります。

HSMボックスは貴社の日常業務の安全性を守る重要な役割を担っているため、SWIFTはより改善された新しい機器へのお取替え(リフレッシュ)を促進しています。新たなHSMボックスには下位互換性があり、現在のクラスタにそのまま統合することができます。それに加え、新たなHSMボックスにはさらなる信頼性と耐障害性を実現するハードウェア・アップグレードが含まれています。

現在HSMボックスをご契約いただいている場合、新しいボックスにお取替えいただくコスト、もしくはAlliance Remote Gatewayに移行していただくコストをSWIFTが補助いたします(特定の条件および適格要件があります)。なお、貴社が適格要件を満たしているかどうか、またお取替えのオプションについて、2013年5月-7月にかけてSWIFTからご連絡しています。

キャンペーンのスケジュール

HSMリフレッシュキャンペーンは2013年から2015年にかけて実施されます。主なスケジュールや締め切りは以下の通りです。

- 2013年Q2-Q3: SWIFTから顧客の皆様へリフレッシュキャンペーンのスケジュールおよびガイドラインをご連絡
- 2013年Q4 - 2015年Q3: 新たなHSMボックスおよび代替ソリューションを導入
- 2015年10月1日: 旧HSMボックスのサポート停止

導入プロセス

- 2013年Q2、HSMボックスの出荷スケジュールをSWIFTから顧客の皆様にご連絡します(直接もしくはサービスマネージャー経由で)
- 出荷期間の12週間前に、SWIFTから予め記入されたオーダーフォームをお送りします。ご確認の上、受理してください。
- ボックスが出荷期間に従って出荷されます。
- 新たなボックスのインストールおよび旧ボックスの廃棄を、6ヶ月以内に完了してください。

リフレッシュの準備

- この保護されたリンク先にある「https://www2.swift.com/myprofile/res/hsm/HSM_Refresh_presentation.pdf」をご参照ください。
- より詳しくは、「<https://www2.swift.com/search/kb/fetchTip.faces?tip=5018113>」をご覧ください。
- ご質問等がありましたら、SWIFTのアカウントマネージャーまでお問い合わせください。

Alliance Access/Entry, Alliance Gateway の バンドアップグレードについて

Alliance Access/Entry, Alliance Gateway のライセンス料金（一時費用）と年間保守料金は、一日の本番平均送受信件数によって決定されます。このバンドは、毎年過去 12 ヶ月の 1 日あたりの平均送受信件数を計算することによって見直され、その結果が現在ご契約のバンドよりも大きい場合は、バンドアップグレードの対象となります。その際は、アップグレードの対象となる Alliance Access/Entry または Alliance Gateway のベースライセンス、デスティネーション、全てのオプションの一時費用、年間保守費用が新しいバンドに基づく料金となります。

Alliance Access/Entry		Alliance Gateway	
バンド	一日の平均送受信件数	バンド	一日の平均送受信件数
-1	～ 250 件	-2	～ 199 件
0	～ 500 件	-1	～ 299 件
1	～ 1,000 件	0	～ 999 件
2	～ 2,000 件	1	～ 1,999 件
3	～ 5,000 件	2	～ 4,999 件
4	～ 20,000 件	3	～ 9,999 件
5	～ 50,000 件	4	～ 19,999 件
6	～ 100,000 件	5	～ 49,999 件
7	～ 250,000 件	6	～ 99,999 件
8	～ 500,000 件	7	～ 199,999 件
9	500,001 件～	8	～ 499,999 件
		9	～ 999,999 件
		10	1,000,000 件～

<各バンドの計算方法>

• Alliance Access/Entry

過去 12 ヶ月の本番メッセージ (MT, MX, File) のトータル送受信件数 ÷ 同期間の総営業日数
※バンドは BIC8 毎に計算されます。

• Alliance Gateway

過去 12 ヶ月の本番 InterAct/FileAct のトータル送受信件数 ÷ 同期間の総営業日数

※バンドは BIC8 毎の計算ではなく、Alliance Gateway 1 インスタンス毎の計算となります。

※ FIN(MT) メッセージも InterAct の件数としてカウントされ、その場合は、1 FIN (MT) メッセージ = 2 InterAct メッセージとして換算されます。ただし、Alliance Access/Entry と Alliance Gateway が同一マシン上にイ

ンストールされている場合は、その Access/Entry から発信される FIN (MT) メッセージの件数はバンドの計算対象にはなりません。

<お支払いのスケジュール>

バンドアップグレードの対象となった場合は、毎年 10 月に弊社本部よりその旨書面にて事前にご案内いたします。

- 一時費用の差額……同年 12 月にご請求。自動引き落としご利用のお客様は、翌年 2 月上旬の引き落とし
- 新しい年間保守費用……翌年分より適用。翌年 1 月にご請求、自動引き落としご利用のお客様は翌年 3 月上旬の自動引き落とし

本件についてのご不明な点については、スイフトジャパンの担当営業までご連絡ください。

SWIFT の関連情報をインターネットで

SWIFT に関する情報は SWIFT のホームページ、www.swift.com に掲載されています。どうぞご利用下さい。本冊子のいかなる部分についても一切の権利は SWIFT に属しており、方法の如何を問わず、いかなる目的でも無断での複製又は転載等を行われないうお願い致します。

偶然または意図しない間違い、遺漏等に対する責任は負いません。

全ての記述は関連するユーザーハンドブック等の SWIFT の発行する英語版の該当部分が優先します。

SWIFT Japan Tel: 03-5223-7400 Fax: 03-5223-7439

Customer Support Center Tel: 03-5223-7456 Fax: 03-5223-7439